

**「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則（案）」に関する
意見募集の結果について**

令和 6 年 3 月 2 5 日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、令和 6 年 1 月 17 日（水）から令和 6 年 2 月 16 日（金）まで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、本意見募集と直接関係しない御意見が 1 の個人から 1 件寄せられました。

また、本日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則」を定め、令和 6 年 4 月 1 日（月）から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた方に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。